

プラスチックデポジット制度の廃止及び返還について

日頃より農林行政及び農業用廃プラスチック適正処理にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。この度、農業用廃プラスチック処理に係るデポジット制度については、令和8年2月をもちまして**廃止**となりました。今後の処理費の支払いやデポジット保有額の取り扱いについては、下記のとおりとなります。

○今後の処理費の支払い方法について

令和8年5月の廃プラ収集より、処理費の支払い方法は現金のみとなります。

○デポジットの返還

デポジットの使用期間経過後に、デポジットを保有している方を対象に返還案内を通知いたします。返還案内をご確認いただき、必要に応じてデポジットの返還手続きをお願いいたします。また、返還案内受領日から起算して10年経過した場合、返還手続きのないデポジットについては、失効となりますのでご注意ください。

○農業用使用済プラスチック排出者カードについて

不要となった『農業用使用済プラスチック排出者カード』は、協議会への返却は必要ありません。

【お問い合わせ先】

木城町 産業振興課 荒川 0983-32-4739